

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名		交通用具常例使用時の通勤手当非課税限度額「みなし規定」の見直し	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	<p>通勤に「交通用具」を常例使用し、かつ通勤距離が 15km 以上となる通勤者に支給される通勤手当の非課税限度額について、実費を基準とする額に上乗せする措置（「みなし規定」）を見直し。</p> <p>（関係条文） 所得税法第 9 条 所得税法施行令第 20 条の 2</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	+5,393 百万円 （ - ）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 交通用具常例使用の通勤者に対する通勤手当のみなし規定は、交通用具を利用する中長距離通勤者に実費を基準とする額を超えて非課税措置が適用されることを可能にしておき、通勤手段を選択するに当たり歪みをもたらしているため、これを見直し適正化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 通勤手段の選択が適切に行われるよう税制上の措置を適正化し、通勤手段を問わず実費を基準とする税体系に統一することで、通勤手段の選択が中立的に行われることが担保される必要がある。</p> <p>また、通勤者がどの通勤手段を選択するかは、通勤交通に係る環境負荷の多寡に影響を及ぼすが、通勤者は利便性や負担に基づき通勤手段を選択しているため、本措置は、自家用の交通手段と公共的な交通手段の適切な選択を通じて通勤交通に係る環境負荷の適正化に資する。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
		政策の達成目標	通勤手当のみなし規定を見直し、実費を基準とする税体系に統一することで、通勤手段の選択が中立的かつ適正に行われ、通勤交通に係る環境負荷の適正化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 23 年度措置	

		同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同一
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	通勤手当のみなし規定が経済的誘因となり、中立的な通勤手段選択が阻害され、不適切な交通手段が選択される事態を回避できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	本措置は、通勤距離 15km 以上の距離帯において、実費を超えた非課税措置の適用を可能とするものであるが、これが経済的誘因となり通勤手段の選択に歪みもたらし、通勤交通に係る環境負荷の多寡に影響を及ぼしていると考えられる。このため、当該規定を見直し通勤に係る実費を非課税の基準として統一することは、適切な通勤手段の選択を確保し、環境負荷の適正化を図る上で適切な措置である。
	効果に 関連する 事項	租税特別措置の適用実績	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
前回要望時の達成目標			

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯		